

# 近世四條河原の歴史

―芝居地の成立―

はじめに ―板倉重矩の上洛と京都町奉行の治政開始―

1〔荻野家文書〕寛文八年（一六六八）六月

一、板倉内膳正殿、寛文八年戊申六月二京都諸司代被仰付候

（中略）

一、板倉内膳正殿、寛文八戊申年十二月六日朝七つ時分、粟田

口迄御上着（中略）

一、同申ノ極月十二日ニ、對馬守殿屋敷ニ而、若狭守殿御立会

ニ而、初而公事御聞被成候（中略）

一、同戊ノ年、板倉内膳正殿京都御役儀御赦免

2〔徳川実記〕寛文八年（一六六八）七月十三日

伏見奉行宮崎若狭守重成・雨宮對馬守正種、この後、京都にて訴訟

検断すべしと仰付らる

一、四條河原での施行 寛文九年正月

3〔板倉重矩公常行記〕

一、古は悲田院・施薬院・菩提院などいひ、鰥寡孤独の者を救

ひ養ひ給ふ、年久しく此例なし、重矩非人共の寒温の苦を憐

み思召し、江戸へ御伺、四條河原と今出川との両所に、高五

尺梁間七尺長二十間、瓦葺の小屋、三方は板を打付け土座に

して、非人差置かる、是は公方様御上洛か、或は異変これ有

る節、足輕共に仰付けられ、暁天に非人小屋を廻らせ、至つ

て薄衣の非人共に右の古著を給はり、寒苦を救はせらる、

一、近年饑饉打続き、米高直にして、飢渴・餓死の者多し、此

旨を江戸に訟ふ、之に依て官庫を開かれ、窮民を救ひ申すべ

きの旨上意なり、重矩附代官鈴木伊兵衛重辰に命ぜられ、東山

・北野両所に飯屋を建て、寛文九年己酉正月、粥を煮、非人

に御施行、其米三百九十二石八斗八升一合なり、又三月二日

・三日御施行、此時米千十五石二斗なり、次米二百九十石は、

大津より米運送、車力並小屋道具の入用なり、総々非人三十

万七千七百七十一人、此内西国筋御料・私領の百姓少き處、夫

々の望の所へ遣され候、松浦肥前守殿へ遣され候内に、京都

西陣の者織物之有り、羽二重等を織り、其處の調法になると

いふ、追つて羽二重三疋之を饋る、

一、重矩江戸へ言上しけるは、賀茂川洪水の節、禁裏御築地の

内へ悪水押入り候故、町中より人足出で、毎度穢はしきのみ

ならず、町中の難儀に及び申し候、幸ひ此度窮民御救の為、

白川より賀茂川・四條の間へ、堤を築かせ然るべく存じ奉り

候、此旨上聞あり、其意に任すべきの旨上意なり、之に依つ

て重矩・鈴木伊兵衛殿を奉行に御申付け、老若男女の嫌ひな

く、鳥目を取らせ、直に河原の砂石を浚ひ持運ばせ、堤を築

く、之に依つて川は深く堤は自ら高くなり、一里餘りの堤、

事故なく成就、水難永く除き、剩へ賀茂の方へ一萬石餘の新

田自ら出来たり、重矩忠信・慈恵仰ぐべし尊ぶべし、

一、此時洛中の町人、饑饉故困窮、売買成り難し、重矩此事を

江戸へ訴へ、米穀二萬石町人に御恵借成され、町人商売に本

づけり、

4〔京都御役所向大概覚書〕六

一、寛文九年酉年正月十五日、雨宮對馬守・宮崎若狭守在役之

節、被申渡候者、北野七本松・同四條川原両所ニ而施行有之

候、非人支配致シ被申付、御代官鈴木伊兵衛奉行相勤候、同

廿日方四十日之間、粥施行有之候、同三月二日ニ右之非人壹

人二米壹斗宛被下之、悲田院共江者六拾五俵被下候

二、芝居名代の御赦免 寛文九年正月

5〔京都御役所向大概覚書〕二

京四條芝居間数并名代之事

一、歌舞妓物真似 村山平右衛門

寛文文酉年正月十八日、宮崎若狭守重成在役之節、村山又兵衛

と申名代赦免、其後又兵衛倅平右衛門と申ものに名代相譲り

申候、平右衛門儀九郎右衛門と申者養子ニ致、元禄四未年十

月十八日、右名代九郎右衛門ニ譲り申度旨、前田安芸守在役

之節相願、村上平右衛門と申名代赦免、先之平右衛門儀者、

七郎右衛門と名を相改申候

一、歌舞妓物真似 布袋屋梅之丞

寛文九酉年正月十八日、宮崎若狭守在役之節、村山又兵衛倅

早蜘蛛長吉と申者二名代赦免、其後元禄七戌年十一月十三日、

右名代布袋屋梅之丞と改申度旨相願、小出淡路守在役之節

赦免

一、仕形舞物真似 夷屋松太夫

寛文九酉年五月七日、宮崎若狭守在役之節、夷屋儀左衛門と

申名代赦免、其後元禄十三辰年十月十八日松太夫と申ものに

名代譲り、夷屋松太夫と改申度旨相願、水谷信濃守在京之

節赦免

一、放下物真似 豊後屋團右衛門

寛文九酉年正月八日宮崎若狭守在役之節各代赦免

寛文九酉年正月八日宮崎若狭守在役之節各代赦免

寛文九酉年正月八日宮崎若狭守在役之節各代赦免

寛文九酉年正月八日宮崎若狭守在役之節各代赦免

寛文九酉年正月八日宮崎若狭守在役之節各代赦免

寛文九酉年正月八日宮崎若狭守在役之節各代赦免

三、「山川掟之覺」の川筋への布告 寛文九年九月

6 「京都町触集成」別卷二 四八〇 中井家文書

山川掟之覺

一 此以前茂被仰出候之通、草木之根迄掘取候故、雨風之時川筋へ土砂流出、水行滞候間、向後弥以草木之根掘取候儀可為停止事、附、川筋左右之山土砂流出候所にをひて、無断石切出し申ましき事

一 川上左右之山方木立無之所は、弥本苗を植付、土砂不流落様に可仕事

一 従前々被仰付候通、川筋川原等に田畑起之儀、或竹木葭萱を仕立、或築出し仕、川面をせはめ申ましき事

右之条々堅可相守之趣、先年茂被仰出候、弥違背無之様に今度茂急度可相触之旨に付て如此候、川御普請奉行永井右衛門、岡部主税、藤掛監物追々令見分、若此掟有違背之族者可為曲事之間、此旨可承知者也

寛文九年九月十二日 雨対馬

城州宇治川筋 桂川筋 木津川筋  
かも川筋 高野川筋 白川筋

右村々庄屋百姓中

四、茶屋・旅籠屋の鴨東への移転 寛文十年

7 「京都町触集成」別卷二 四九九 塩屋町文書

寛

此比京都町中并寺社門前町ニ、遊女抱置之令商売族有之由就有其聞、所々改之、遊女抱置候ものは或籠舎之上追払、或令斬罪、支配人・地主ニも過怠申付之、地ハ品により令闕所候、自今以後者従前々御法度之通、弥無異失相守、遊女一切不可隱置、町中之儀者、年寄・五人組改之、寺社門前之儀者、支配之面々より急度相改へし、清水、八坂、祇園、北野門前町之茶屋は兼日御定之通、茶たて女老人宛可差置、是又見分之躰、遊女と相見候もの抱置候者、たとひ雖不商売、曲事たるへし、況隱置令商売者可被処敵科之間、此旨堅可相守之事、右之通、京都町中并寺社門前町中江可令触知候、十ヶ日過之相改、若違背之輩於有之者、書面之通可為曲事之旨可申触者也

寛文十年六月廿七日 上京町代

対馬守御在判

8 「御役所向大概覺書」二 京都茶屋・放籠屋有之場所、同茶屋敷并旅籠屋敷之事(中略)

一、祇園・八坂・清水・北野四ヶ所茶立女之儀、板倉周防守時分有来候處、牧野佐渡守洛外所々茶屋遊女隱置候由僉議之上、自今以後遊女不紛様ニ茶立女壹人宛差置可申旨被申付、其後板倉内膳正・宮崎若狭守・雨宮對馬守寛文十戌年、右茶立女

猥之由僉議之上 遊女召置候茶屋御仕置ニ被申付候、(中略)

一、大和大路弁才天町・同新五軒町両町之儀、寛文十戌年迄荒地ニ而有所、板倉内膳正・宮崎若狭守・雨宮對馬守始而町屋ニ被申付、茶屋致候、前々より茶立女被免置ニ場所並ニ茶立女壹人差置、遊女かましきもの差置申間敷旨被申付候

五、建仁寺

9 「建仁寺川除入用算用状」寛文九年(一六六九) 建仁寺文書

(端裏書)

一 寛文九年己酉

一 クイ木 四條ヨリ五条之間川除入用 式百参十本

一 代銀式百式十七匁

一 日傭十人 米壹斗

一 酒代 代五匁参分

一 銀参十目

一 合式百六十四匁五リ

一 米高合参十八石五斗七升八合三勺

一 石二付銀六匁八分五リ宛

10 「境内並近隣之古記」

一 宮川筋公儀領ニ相成候事 奉行板倉内膳正殿、寛文八年方同九迄在番

但、寛文十一年辛亥ニ公儀へ被召上候、今年迄凡五十二年ニ相成候、此義ハ每度洪水ニ而河端崩候ニ付、四條之辻方五条迄、石垣仕候様ニ公儀方被申渡候得者、当寺方其砌石垣普請難成候ニ附、被召上候と申伝候、其砌種々もめ合候事と承及候(中略)

一 宮川町公儀へ上ル事 是、寛文十一年ニ公儀方見分有之、尤江戸方奉行衆被上候、是者河筋見分之支敷、其砌公儀方ほうし杭を被打候ニ、当寺庄屋武右衛門先祖七郎右衛門など出合、酒杯過候而、役人ニ対し候而、不調法有之、其上杭之打様など違候を申而杭拔候由、則翌日公儀へ被召出、牢舎被仰付候由、後ニ被赦候、其上公儀方ほうし杭の所ニ石垣を積候様ニ被仰渡候得共、殊外之雜用故、当寺ニ不請合、依之公儀へ被召上候、尤外方新地ニ願候者有之故と也、内勝ニ而河原畑持主之者ニ買可申段申来候得共、殊更其高直ニ申候由也、尤石垣之儀、商売躰之者ニ外方公儀へ御受合被仰上候、事済候間、如何様共次第ニ可仕旨申候得者、兎角ニ其節者律儀一編ニ而、ふやうニ被思候敷、不能其儀候由也

11 新撰増補京大絵図 貞享二年（一六八六）刊注記

「此所板倉内ゼン正殿、御在京之時、出来」  
「板倉内膳正殿、御在京之時、出来ス」

12 「扶桑京華志」一 寛文五年（一六六五）序

○鶴ノ林 在建仁寺門前、茶毘之處

13 「雍州府志」八 天和二年（一六八二）執筆

鶴林 在同<sup>（鴨川）</sup>處、始在鳥戸野、豊国社造管時、忌臭氣之通社頭、故移建仁禪寺門前、近世又移斯地

14 「名所都鳥」五 元禄三年（一六九〇）刊

○鶴の林 愛宕郡

はじめは鳥部山の麓、六波羅密寺の東南にあり、むかしは<sup>（密）</sup>り人をおくる所なり、豊臣秀頼公秀吉の御為に豊国の神廟を鳥部山に建らる、時に火葬のほひ社頭にきたる、それは<sup>（密）</sup>建仁寺の前にうつつ、今の石垣町の後なり、近代又最勝川原にうつつさる、所は<sup>（密）</sup>三條の西なり、最勝川原はこれ五三味のうちにして、御教書下知状今に有とかや

15 「祇園社記」二十三 天延二年（九七四）

当社古文書云 円融院天延二年五月下旬、以先祖助正之居宅

<sup>高辻東</sup>洞院

為御旅所、可有神幸之由有神託之上、後園有狐塚、<sup>（塚）</sup>糸引延及当社神殿、所司等恠之尋行、引通助正宅畢、仍所司等經 奏聞之刻、以助正為神主、以居宅可為御旅所之由被宣下之、祭礼之濫觴是也、自爾以来不交異姓十三代相統、于今無相違神職也云々<sup>保元馬上最</sup>初差始之 助正 助次 友次 友正 友延 友吉 友助 助氏 助重 助直 助貞 龜寿丸 頭友

16 「祇園本縁雜実記」

<sup>（天延二年）</sup>同

年ノ五月晦日、靈夢之告有、当社之神、高辻東洞院秦助

正カ居宅ニ七ケ日之後、神幸有ヘシトノ神託有

今六月祭礼之時、長六尺、幅七寸ノ板ニ文字百二十一宇書テ、錦ヲ以テ包タルハ、此神託ノ由来ヲ書タル札也、常ハ御旅所ニ納置ケリ、当時祭礼ニ持トコロノ札ノ外ニ又一枚御旅所ノ内陣ニ札有、六月祭礼ニ七日ヨリ御旅所へ神輿ヲ渡御セシムルハ、此年ヨリ起レリ、御旅所柵守助正之子孫十代許アリテ、其後絶タリ

まとめ | 祇園社における中世的世界の喪失 |

1 中世的祭祀の消滅 | 縁起（地区社会）からの遊離 |

① 神主家の断絶 神主職の得分化

② 御旅所の移動 天正十九年（一五九一）

③ 神幸路の改変

\* 近世の祇園会と中世の祇園会は本質的に異なるもの

2 中世的領域の喪失

① 大鳥居の喪失 鴨川西岸の結界の流失

② 四條河原の収公

・ 十七世紀半ばまで四條河原の領有権は祇園社が保持  
万治二年頃 祇園社と御旅所の争論  
・ 幕府による領有権の否定「幕府が四條河原を収公」  
寛文十年三月 堂舎の修理不行届きを理由に祇園社から「四條河原芝居地」を没収

十月 茶屋に遊女を置いた罪で御旅所の宮守（津田）を京都から追放

③ 高台寺・知恩院・本多（膳所）等への領域分割

・ 慶長十年（一六〇五） 高台寺・知恩院新道

・ 万治二年（一六五九） 本多屋敷

・ 寛文二年（一六六二） 七観音

・ 寛文五年（一六六五） 知恩院新門前屋敷

・ 延宝六年（一六七八） 知恩院山門道

3 幕府（為政者）による河原の管理

① 祇園社・建仁寺からの鴨川河原の没収（収公）

・ 建仁寺からは寛文十一年（一六七二）に河原を没収

② 「新地」の造成 町人請負

③ 「芝居」「茶屋」の「新地」への強制移転

「傾城屋」は寛永十七年（一六四〇）に島原に集める  
↓ 治水対策

\* 「新堤」の造築  
↓ 治水対策

\* 「河原」に「芝居」「茶屋」を置く  
↓ 治水対策

\* 近世的な為政者による治水対策 ↓ 中世的領有権の否定